

令和7年度「青森県・野辺地町」連携融資制度

野辺地町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

◆1. 野辺地町内で創業する方

- | | |
|--------|--|
| ○対象資金 | 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)創業 |
| ○補助対象者 | 町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方
① 町内に住所を有する個人（その予定の方）または 町内に法人登記をした事業者（その予定の事業者）
<u>※ただし、町外で事業を展開する場合は対象外</u>
② 町に納付すべき税金を滞納していないこと
③ 青森県「青森新時代」への架け橋資金の「創業する事業」により、融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方 |
| ○補助内容 | 信用保証料の全額を補助（県が30%、町が70%を補助）
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。） |

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

◆2. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方(災害枠追加)

- | | |
|--------|--|
| ○対象資金 | 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)経営安定枠③・④及び(3)①災害枠(令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害) |
| ○補助対象者 | 「原油価格の上昇」、「物価高騰の影響」に加え、「令和7年青森県東方沖地震の被害」により経営の安定に支障を生じている方で、次のいずれにも該当する方
① 個人にあっては野辺地町に住所を有し、かつ野辺地町内で営業しているもの、法人にあっては野辺地町内に本店登記を有し、かつ野辺地町内で営業を開始しているもの
② 町に納付すべき税金を滞納していないこと
③ 青森県経営安定化サポート資金「経営安定枠」により、融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）で融資を受けた方 |
| ○補助内容 | 経営安定枠：信用保証料の70%を補助
災害枠：信用保証料の全額を補助（県50%、町50%を補助）
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。） |

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

<お問い合わせ先>

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368

○信用保証料補助に関すること

野辺地町産業振興課 電話 0175-64-2111（内線 220）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 【1. 野辺地町内で創業する方】について希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

※経営安定枠サポート資金においても同様の扱いとなります。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q3. 野辺地町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることはできますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会